

消防団協力事業所表示制度の導入状況

■消防団協力事業所表示制度とは？

(1) 制度の必要性と趣旨

被雇用者団員の増加（全国 平成25年4月1日現在 71.9%）に伴い、消防団活動を円滑に実施するには、消防団員を雇用する事業所の消防団活動への理解と協力を得ることが不可欠となっています。

このため、総務省消防庁では、平成18年度より、消防団活動に協力している事業所を顕彰する「消防団協力事業所表示制度」を設け、その推進を図っています。

(2) 消防団協力事業所となるための要件

次の要件のうち一つ以上を備えている事業所は、「消防団協力事業所表示制度」を導入している市町村等へ申請して下さい。

認定を受けると「消防団協力事業所表示証」が交付されます。

- 従業員等が消防団員として、相当数入団している。
- 従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる。
- 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている。
- 事業所に機能別分団等を設置している。
- その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。

(3) 消防団協力事業所表示証を交付されることのメリット

地域の防災体制の充実に協力していると事業所として、また、地域社会の構成員として防災に貢献している事業所として公に認められることになります。

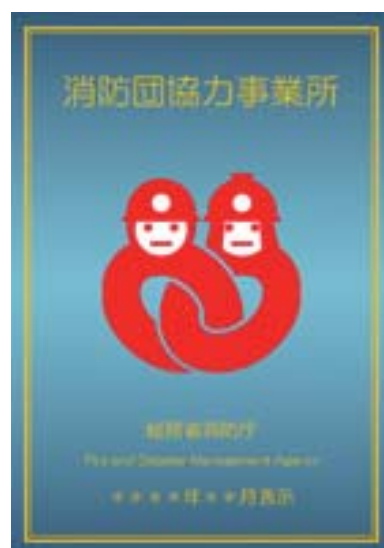
- 「消防団協力事業所表示証」を自社ホームページ等で掲載し、広く社会へPRすることができます。
- 事業所の信頼の向上につながり、事業所のイメージアップを図ることができます。
- 国土交通省東北地方整備局では、総合評価の地域貢献の評価項目に「消防団協力事業所」を加え、評価することとしています。

(4) 全国の導入状況（平成25年4月1日現在）

47都道府県の978市町村で導入しており、9,513の事業所が消防団協力事業所表示証を交付されています。

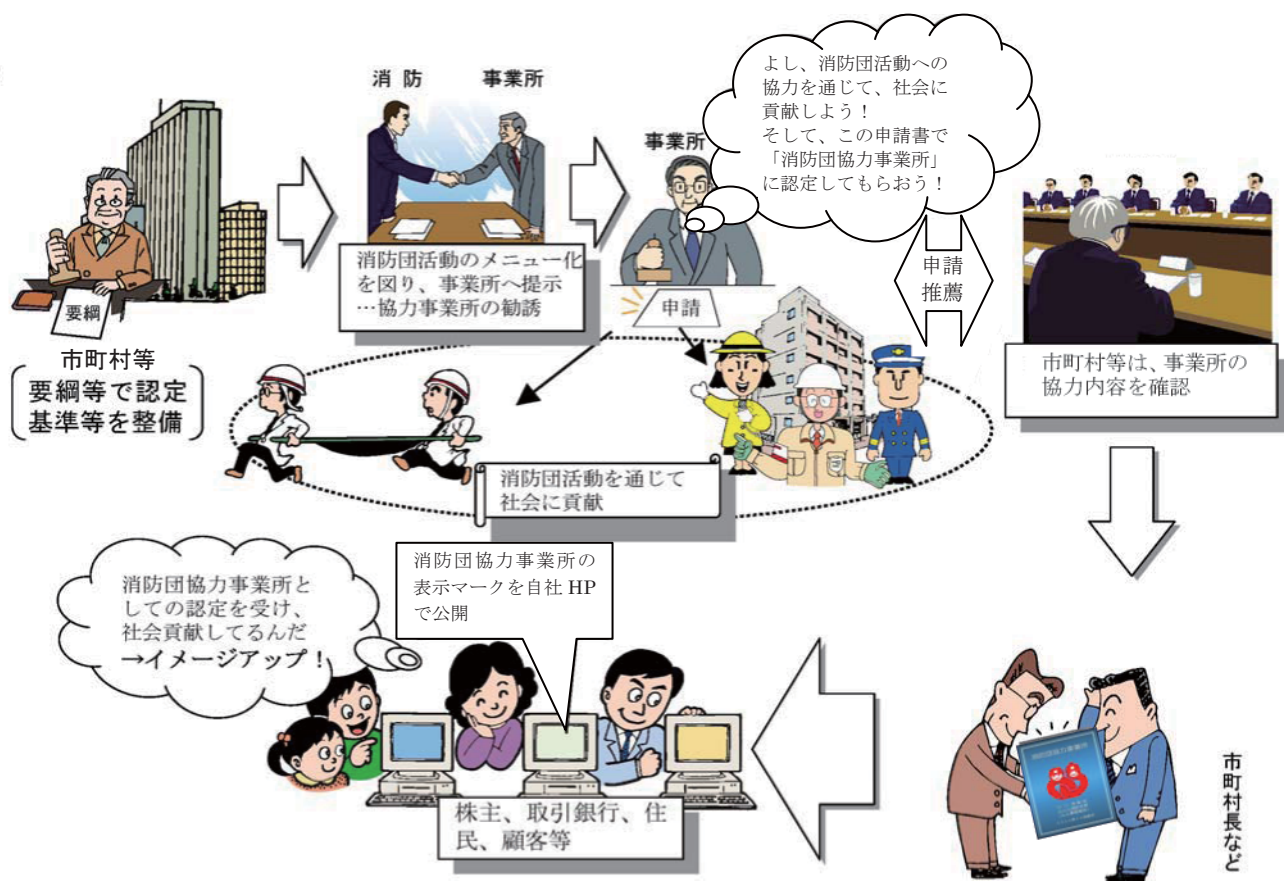


消防団協力事業所表示証
(市町村等交付用)



消防団協力事業所表示証
(総務省消防庁交付用)

(5) 消防団協力事業所表示制度のイメージ



(平成26年4月1日現在)

■秋田県における消防団協力事業所表示制度
導入市町村（秋田県総合防災課調べ）

平成26年4月1日現在、本県では20市町村で導入しており、351の事業所に消防団協力事業所表示証が交付されています。

	導入市町村名	表示証交付済み事業所数
1	秋田市	87 事業所
2	能代市	17
3	横手市	51
4	大館市	10
5	男鹿市	28
6	湯沢市	14
7	鹿角市	13
8	由利本荘市	35
9	潟上市	3
10	大仙市	33
11	北秋田市	6
12	にかほ市	20
13	仙北市	11
14	鹿角郡小坂町	3
15	山本郡三種町	9
16	南秋田郡五城目町	2
17	南秋田郡八郎潟町	0
18	仙北郡美郷町	5
19	雄勝郡羽後町	4
20	雄勝郡東成瀬村	0
	合計	351